

まちづくりファンド

令和4年10月11日
都市局
まちづくり推進課

前橋市（群馬県）の中心市街地における 寄付金を活用した民間まちづくり事業を支援します！ ～全国第1号！共助推進型まちづくりファンドの設立を決定～

今般、（一財）民間都市開発推進機構（民都機構）は、前橋市と共同で資金を拠出し、共助推進型まちづくりファンド「前橋市アーバンデザインファンド」を設立することを決定いたしました。

同ファンドを通じて、前橋市の中心市街地における、まちなかの居心地の良さの向上に資する民間まちづくり事業等を資金面で支援することにより、地域の賑わい創出に貢献します。

- 国土交通省は、活動や取組自体への共感を持つ人々の寄付（ふるさと納税）等の「志ある資金」による資金拠出を受けながら、一定エリア内で自立的に行われる民間まちづくり事業に対し、民都機構のまちづくりファンドの仕組みを通じて助成を行う「共助推進型まちづくりファンド支援事業」を今年度より実施しています。[資料参照](#)
- 「前橋市アーバンデザインファンド」は、市内に拠点を置く企業家有志からの寄付金を活用しながら、都市利便増進協定等に基づき民間事業者が主体となって実施する馬場川通りの遊歩道公園の親水化や車道の高質化等の事業に対して助成を行い、地域の賑わい創出に貢献します。



(現在の馬場川通りの様子)



(改修後のイメージ)

<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室

担当：岡田、横田、植島

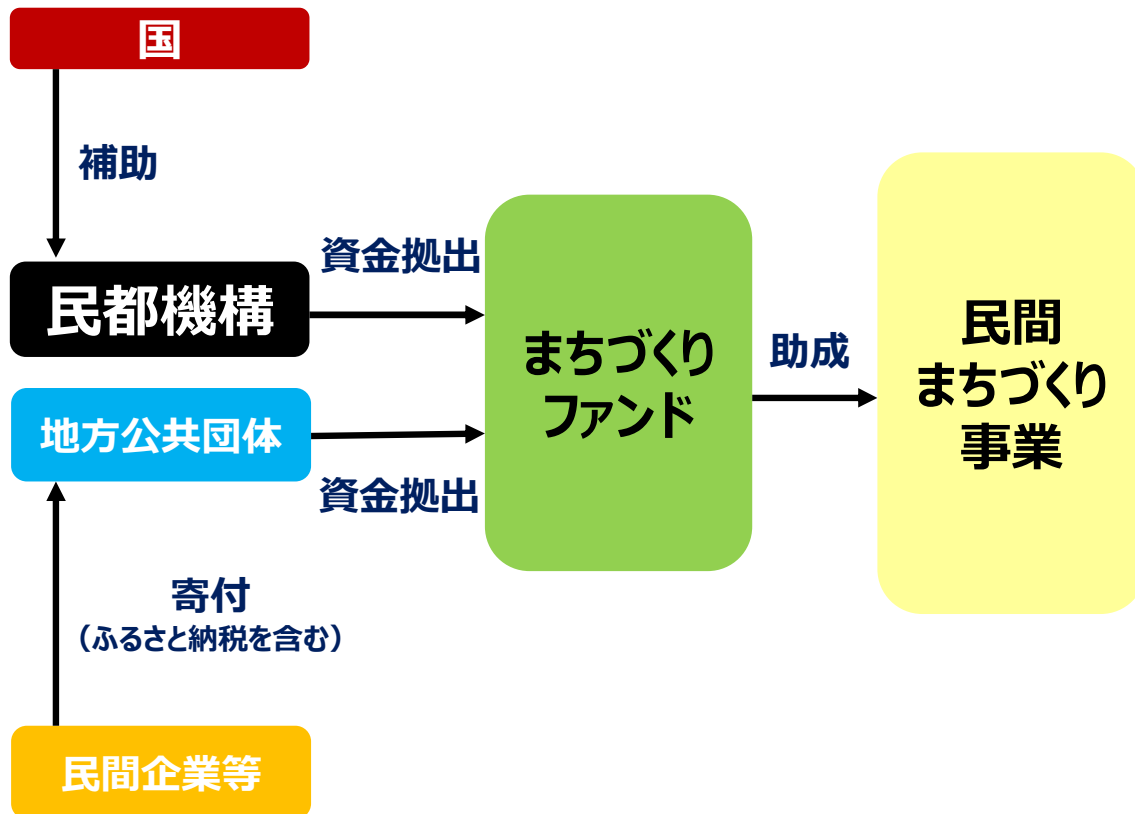
電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-532, 32-533, 32-544)

03-5253-8127(直通)

FAX：03-5253-1589

○活動や取組自体への共感を持つ人々の寄付（ふるさと納税）等の「志ある資金」による資金拠出を受けながら、一定エリア内で自立的に行われるまちづくり活動を、民都機構のまちづくりファンドの仕組みを通じて支援します。

■ スキーム



■ 主な要件

民都機構→まちづくりファンドへの支援

- 支援対象者 : 公益信託、公益法人、地方公共団体が設置する基金、市町村長が指定するNPO等
- 支援限度額（以下の内、小さいもの）
 - ① 1億円
 - ② 地方公共団体の拠出金額

まちづくりファンド→民間まちづくり事業への支援

- 支援対象者 : 民間まちづくり事業者
 - 支援対象事業 : 都市利便増進協定等※に基づく民間まちづくり事業
- *都市利便増進協定、都市再生整備歩行者経路協定、低未利用土地利用促進協定、立地誘導促進施設協定、跡地等管理協定